

2020年度1月団体戦競技会

開催日	2021年1月11日(月)
開催コース	鈴峰ゴルフ倶楽部
主催	三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会
主管	三重県高等学校ゴルフ連盟
協力	市町村ゴルフ協会(東員町、亀山市、鈴鹿市、津市、名張市、伊勢市)

競技の条件追加事項

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 競技の成立
本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。
4. 参加の取り消し
委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。
5. 行動規範
プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1. 2a に基づいて失格とする場合がある。

下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰(2罰打)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18)
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭又は白線をもって標示する。
アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線及び白線のコース側の線によって定められる。
 - (b) 各ホール相互間において、アウトオブバウンズの境界を越えて他のホールに止まった球はアウトオブバウンズとする。
アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。
2. ペナルティエリア(規則17)
 - (a) ペナルティエリアの境界は杭又は線によって標示する。杭と線が併用されている場合は線がその境界を標示する。
杭のみの場合は水際をもって標示する。
3. 異常なコース状態・動かせない障害物(規則16)
 - (a) 修理地
 - 1) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
 - 2) バッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16. 1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
 - 3) バンカー内で水が流れたことによって砂が取り除かれ、砂を通り抜ける深い流水跡となった区域は修理地である。
 - (b) 動かせない障害物
 - 1) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
4. 付加部な物
樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物は不可分な物とする。
5. 特定の用具の使用制限
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (a) 適合球リスト・ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
6. 険悪な気象状況によるプレーの中断(規則6. 7)
次の信号がプレーの中断と再開に使われる：
即時中断 — 1 回の長いサイレン
中断 — 3 回の連続する短いサイレン
プレーの再開 — 2 回の連続する短いサイレン
注意：危険な状況の為にプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となる場合がある。

7. 移動
 ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。
 ●ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に承認される。
 ローカルルールの違反の罰：そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。
 但し、小学生においては委員会の準備するカートに荷物（キャディバック含む）を積み、乗車することができる。
8. ホールとホール間の練習禁止
 (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 1-1.2を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。
 例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習の為に使うことができる。
 (b) 終了したばかりのパットニンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 1-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
 ・ 終了したばかりのパットニンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
 ・ 終了したばかりのパットニンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパットニンググリーン面をテストする。
9. スコアカードの提出
 プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときには、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 手引きカートは持ち込み、使用することができる。（但し、電動は除く）
3. 使用ティは高校男子黒マーク、中学男子は青マーク、高校・中学女子及び小学生5年生以上男子は白マーク、小学生4年生以下及び小学生女子は赤マークとする。
4. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を不当にあげないように注意すること。
 プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティーを与えることがある。
5. 打球練習場においては指定された打席を利用すること。
 ※保護者の練習場への立ち入りは、事故・危険防止のため禁止とする。
6. コース内では緊急時以外は携帯電話の使用を禁止とする。（電源は必ず切っておくこと）
 ※緊急連絡先 鈴峰ゴルフ倶楽部059（371）0711
7. 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに従い、競技委員・選手以外はコースに立ち入ることはできない。
8. クラブハウス内に立ち入る場合はマスクを着用し、常にソーシャルディスタンスの確保に努め、手洗いを励行すること。

追 記

1. 昼食は各自準備のこと。（レストランの使用は可）※トレセンメンバーも同様である。
2. 開会式、閉会式は実施しません。成績は三重県高等学校ゴルフ連盟ホームページにて掲載します。

競技委員長